

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会規則

### 第一章 役員選出規則

**第1条** 一般社団法人(以下 一社)とする)日本ペインクリニック学会に次の役員を置く。

代表理事	1名
前会長	1名
会長	1名
次期会長	1名
次々期会長	1名
理事	若干名
監事	2名
事務局長	1名
評議員	若干名

**第2条** 役員は、次の規定により選出される。

- 1 代表理事は、支部選出理事の互選により選出される。
- 2 代表理事に事故がある時は、代表理事代行を理事会で決定する。
- 3 会長は、役職理事とし別に定める学会長選出細則により選出される。
- 4 会長に事故ある時は、会長代行を理事会で決定する。
- 5 理事は、支部選出理事、事務局長、会長、及び特任理事とし、別に定める細則により選出し、代表理事が委嘱する。
- 6 監事は、理事及びその経験者の中から2名理事会で推薦し、社員総会の議を経て会員総会の承認を受ける。
- 7 事務局長は、役職理事とし原則として日本ペインクリニック学会の評議員を5年以上経験し、日本ペインクリニック学会の各種委員会の委員長を務めた評議員の中から理事会が選出し、代表理事が委嘱する。
- 8 事務局長に事故がある時は、事務局長代行を置く。
- 9 評議員は、正会員の中から別に定める細則により選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

### 第二章 役員職務・任期規則

**第3条** 代表理事は、一社)日本ペインクリニック学会を代表し、会務を総理する。

**第4条** 会長は、学術集会を主催する。

**第5条** 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

**第6条** 監事は、会務及び会計を監査する。

**第7条** 事務局長は、事務局の業務を統括する。

**第8条** 評議員は、会の重要事項を審議する。

**第9条** 役員の任期は次のごとく定める。

- 1 支部選出理事の任期は2年、特任理事は1年とし、引き続き再任を妨げないが、連続する任期は4年までとする。但し、2014年度選出の理事の任期は定款で定める前任理事の残任期間とする。
- 2 支部選出理事の任期は2年とするが、会長、事務局長に就任するなど、本学会内の重要な会務の継続のため4年を超える場合がある。
- 3 会長、次期会長及び次々期会長の任期は大会終了の翌日から次期大会終了日までとする。
- 4 監事の任期は、4年とし、連続する任期は8年までとする。
- 5 事務局長の任期は就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。
- 6 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年齢の上限を65歳とし、任期中に66歳になった場合のその任期は当該年度学術集会終了日までとする。

### 第三章 会議規則

**第10条** 会議は次のとおりとする。

- 1 会員総会は毎年1回代表理事が招集する。
- 2 社員総会は評議員をもって構成し、代表理事がこれを招集し、議長となる。名誉会員及び功労会員は、社員総会  
に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。
- 3 理事会は支部選出理事、事務局長、会長、特任理事及び監事をもって構成し、代表理事がこれを招集し、議長となる。ただし、代表理事が必要と認めた者は出席できる。
- 4 会員総会を除く会の議事はすべて出席者の半数以上であって、議決権の過半数をもって議決する。

**第11条** 発表は、発表者及び共同演者を含め本会の会員に限る。ただし、会長の承認を得た者は、会員以外でも講演を行うことができる。

### 第四章 会費・会誌規則

**第12条** 年会費は、前納制で次のように定める。

- 1 会費(年額) 正会員 10,000円

70歳以上で正会員歴15年以上の会員は年会費を免除する。会費免除を希望するには、会費免除申請書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

名誉会員 免 除

功労会員 免 除

賛助 個人会員 10,000円以上

賛助 団体会員 50,000円以上

2 2年以上滞納した者は会員の資格を喪失する。

3 名誉会員、功労会員を除き一度おさめた会費は返納しない。

**第13条** 会誌は、学会誌並びに毎年1回発行する大会号とする。

## **第五章 退会規則**

**第14条** 会員の退会は、(社)日本ペインクリニック学会定款第3章第13条に従い、規定の書式に必要事項を記入

のうえ、代表理事に提出をする。但し、同会員が懲罰委員会の審議の対象となる行為をなした者である時は、

その手続きが終了するまで退会届を代表理事が預り、留保することができる。

## **第六章 本規則の改廃**

**第15条** 本規則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。

### **附 則**

1 本規則は、2014年7月27日より施行する。

1984年7月29日制定 1987年7月26日改正 1993年7月23日改正 1996年7月18日改正 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2004年12月1日暫定 2005年7月30日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正 2012年11月3日改正 2013年7月13日改正 2014年7月27日改正 2015年7月26日改正 2016年7月10日